

配偶者等からの暴力の防止及び 被害者の保護・自立支援に関する計画 (第5次)

基本的な考え方

配偶者等※からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、経済力の格差などの社会的・構造的問題を背景としており、被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。

またDVは、その多くが外部から発見が困難な環境において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

このため、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、また、直接の被害者のみならず、家族、とりわけ子どもに対して心身の成長に深刻な影響を与えます。

このような状況の改善に向けては、DVを防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組や子どもを含む同居者等への総合的支援が必要であり、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図ることが重要です。

さらに、同性カップル間の暴力や被害者が男性、外国人、障害者などの場合があることにも留意が必要です。

※配偶者等：「配偶者」だけでなく、元配偶者や交際相手等も含みます。

計画の期間、進捗状況の検証・評価

令和6～10年度までの5年間(この期間中、必要に応じて見直しを行う)

毎年度、取組の進捗状況等を検証・評価して、公表します。

策定の視点

- 1 暴力を許さない社会の実現
- 2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ～未然防止から自立支援まで～
- 3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立
- 4 社会情勢の変化に応じた対策
- 5 関係機関等との連携協力体制の推進

本計画について、詳しくはホームページをご覧ください。

京都府DV計画

検索



一計画の体系一

- 基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり
- 基本目標Ⅱ 暴力を許さない意識・環境づくり
- 基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実
- 基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化
- 基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進

基本目標Ⅰ

重点目標1 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

〈被害者自らがDVに気づく啓発の実施〉

- ① カード・SNS等の活用による、被害者自身への気づき（精神的暴力含む）を促す継続的な情報提供（拡充）
- ② 被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施
- ③ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施
- ④ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開
- ⑤ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底（拡充）
- ⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発

重点目標2 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

〈職務関係者・近親者による気づき及び相談の勧奨〉

- ① 被害者の早期発見のための関係機関向け実践的対応マニュアルの定着
- ② 生活困窮や児童虐待等の背景にあるDV被害に気づき、相談機関へつなぐための働きかけ
- ③ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）
- ④ 被害者に接する機会がある、あらゆる職務関係者及び府民への啓発・研修等の実施
- ⑤ 市町村と連携した広報啓発強化期間の取組の実施【再掲】
- ⑥ 企業・団体等と連携した、より効果的な広報の展開【再掲】
- ⑦ DV相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等相談機関の周知徹底（拡充）【再掲】
- ⑧ 通報の趣旨の周知

基本目標Ⅱ

重点目標3 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化

〈年代（ターゲット）に応じた啓発による、あらゆる暴力を許さない意識の醸成〉

- ① あらゆる世代に対して、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちを大切にすることを育む教育・研修の実施
- ② 年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDVの啓発
- ③ あらゆる機会を通じて、保護者に対してDVの子どもに対する影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発の実施
- ④ 地域において暴力を防止するための地域活動拠点等への啓発の実施
- ⑤ 企業等職場におけるハラスメント講習等を活用した啓発の実施

〈加害者への対応〉

- ① 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ
- ② 加害への気づきを促す情報提供
- ③ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施
- ④ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】

〈市町村の取組への働きかけ〉

- ① DV基本計画策定の働きかけ及び支援

基本目標Ⅲ

重点目標4 相談体制の充実・強化

〈身近な相談窓口の設置〉

- ① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置（拡充）
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 国等と連携した相談体制の構築（拡充）

〈市町村の相談窓口での相談体制の充実〉

- ① 市町村における相談窓口の明確化及び庁内関係課の連携強化（市町村内ネットワークの構築）
- ② 「DV被害者支援マニュアル（相談）」の活用など市町村DV相談窓口への支援
- ③ 市町村の相談員等に対する体系的な研修による人材育成
- ④ 市町村の困難事案等に対する助言等の実施
- ⑤ 市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限に係る被害者の情報管理の徹底への働きかけ

〈DV相談支援センター等相談員の対応力強化〉

- ① DV相談支援センターや保健所の相談員・ケースワーカーに対する体系的な研修の実施
- ② 複雑・困難な事案等に対する外部専門家による指導・助言の実施
- ③ 匿名性が確保され安心・安全に相談できる体制・環境づくりの強化（新規）
- ④ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】

〈切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化〉

- ① 転居を伴う被害者への都道府県間、市町村間の連携による継続的支援の実施（拡充）
- ② 府内市町村間での広域連携による相談窓口の充実
- ③ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備
- ④ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築（新規）
- ⑤ 法律相談の実施及び情報提供（新規）
- ⑥ 性的被害者に対する早期の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携支援（新規）

重点目標5 緊急保護の充実

- ① 国の基本方針に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施（新規）
- ② 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施（拡充）
- ③ 市町村の緊急保護体制等確保に向けた働きかけ
- ④ 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- ⑤ 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- ⑥ 被害者の特性に応じたカウンセリングの充実
- ⑦ 警察との連携によるストーリー被害者への支援
- ⑧ 医療機関等の専門機関への相談・連携体制の構築（新規）【再掲】
- ⑨ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実（拡充）

重点目標6 子どもに対する援助

- ① DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に理解を促進
- ② 要保護児童対策地域協議会と連携した子どもへの支援の充実
- ③ 子どもの面前で暴力行為を行った保護者への指導支援の強化
- ④ 一時保護所での同伴児童に対する支援の充実（拡充）【再掲】
- ⑤ 一時保護所を退所後も支援が受けられるよう避難先の市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した切れ目のない子どもへの支援の充実
- ⑥ 保育所の優先随時入所や就学手続き等弾力的運用、加害者への対応等個人情報の適切な管理の徹底等の市町村等への働きかけ
- ⑦ 保育所、幼稚園・学校、地域子育て支援拠点等における研修の実施及び子どもの見守り・支援体制の充実（拡充）
- ⑧ 職務関係者による二次的被害の防止（新規）【再掲】

重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ(性的少数者)等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応

〈外国人被害者への支援〉

- ① 外国人支援団体と連携した相談対応や自立支援の充実(拡充)
- ② 外国人被害者の母国語(翻訳)相談シートを活用した相談窓口での被害者支援
- ③ 外国人被害者の母国語(翻訳)による支援制度や各種手続きの説明等を掲載したリーフレット等の作成
- ④ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

〈障害のある人や高齢者、性的マイノリティ(性的少数者)等の被害者への支援〉

- ① 障害者・高齢者の虐待相談窓口との連携強化
- ② 障害のある人や高齢者、性的マイノリティ(性的少数者)等被害者に対応した一時保護委託の充実(拡充)
- ③ 職務関係者による二次的被害の防止(新規)【再掲】

〈男性被害者や加害者への対応〉

- ① DVに悩むすべての方のための相談窓口の設置(拡充)【再掲】
- ② 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)【再掲】
- ③ 警察による指導・警告時等、加害行為への気づきを促す働きかけ【再掲】
- ④ 加害への気づきを促す情報提供【再掲】
- ⑤ 加害者にも被害者にもならないためのプログラムの実施【再掲】
- ⑥ DVに関連する事象の関係機関と連携した広報啓発【再掲】

基本目標Ⅳ

重点目標8 支援策の充実・強化

- ① 一時保護所退所時の母子生活支援施設等への自立支援計画の作成など継続的な支援の充実
- ② 「DV被害者支援マニュアル(自立支援)」による市町村の支援体制への支援
- ③ 市町村における被害者支援コーディネーター配置への働きかけ
- ④ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実
- ⑤ 府営・市町営住宅を活用した被害者の居住支援の充実
- ⑥ セーフティネット登録住宅についての情報提供等民間賃貸住宅への入居支援を実施(新規)

重点目標9 生活の安定と心身回復へのサポート

〈被害者の生活の安定と心のケア〉

- ① 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの充実
- ② グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
- ③ ひとり親家庭自立支援センターやハローワーク、ジョブパークにおける母子父子家庭の親や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策の充実(拡充)
- ④ 地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実
- ⑤ 京都ジョブパーク等との連携強化による自立した生活へ向けた就労支援など、被害者一人ひとりの生活や状況に合わせた支援の充実【再掲】

〈被害者や子どもを地域で見守る体制〉

- ① 一時保護所退所後の被害者と子どもを含む家族に対する訪問支援の強化
- ② 被害者の社会的自立を身近な地域で支える「地域生活サポーター」の効果的な活用

- ③ 地域母子会や民生児童委員等との連携による地域における被害者や子どもへの見守り・支援体制の充実

重点目標10 関係機関の連携強化

- ① DV関係機関等による協議会の設置、円滑な情報交換及び被害者への効果的かつ円滑な支援の促進(新規)
- ② 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- ③ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化
- ④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議等関連施策との連携協力(新規)

基本目標Ⅴ

重点目標11 民間支援団体との連携・支援

- ① 民間支援団体と連携した被害者の状況に応じた適切な一時保護等の実施(拡充)【再掲】
- ② 民間支援団体等職員への体系的な研修による人材育成
- ③ 被害者への支援制度等、民間シェルター等への情報提供による支援
- ④ 府、市町村、警察等相談窓口機関と民間支援団体等との連携強化による被害者の安全確保と確実な保護のための体制整備【再掲】
- ⑤ 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携強化【再掲】

重点目標12 都道府県間の広域連携体制の充実

- ① 近隣府県との協議の実施や府県間の広域連携による効果的な被害者支援の実施

重点目標13 苦情処理体制の整備

- ① 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ

—DV(暴力)の形態—

●身体的暴力

なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力

●精神的暴力

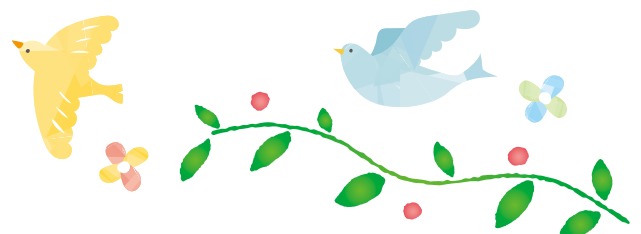
人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など

●経済的暴力

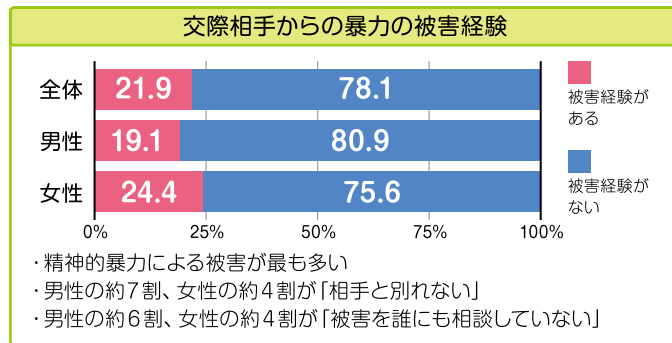
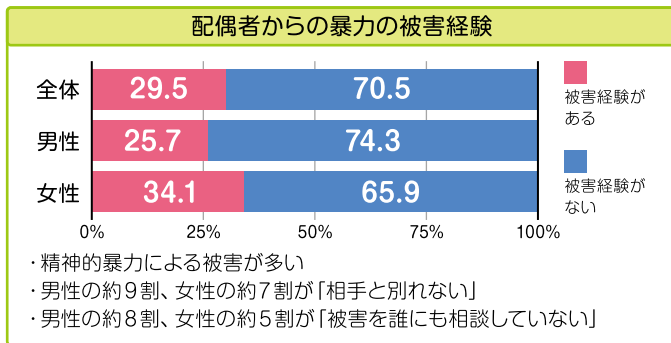
生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

●性的暴力

嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど



●京都府内のDVの状況(令和4年度「配偶者等からの暴力に関する調査」より)



子どもへの影響

- ・「DVを子どもが見たことある」と答えた人が約4割
- ・そのうち、「子どもが大人の顔色をうかがうようになった」と答えた人が約2割、その他、「夜なかなか寝なくなった」、「言葉をおさなくなった」など

DVを見聞きした経験とそのときの対応

- ・周囲に「配偶者や交際相手から暴力を受けている(かもしれない)人がいる」と答えた人が約2割
- ・被害者に気づいたときどうしたか「加害者に対して暴力をやめるよう話した」約1割、「暴力を受けている人に相談先を紹介した」約1割、「何もなかった」約6割

●主な相談機関(一人で悩まず、まずは電話してください)

相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
京都府家庭支援総合センター	075-531-9910	毎日9:00～20:00	電話相談
		月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～19:00	面接相談(要予約)
京都府南部家庭支援センター(宇治児童相談所)	0774-43-9911	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	電話相談
		月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00	面接相談(要予約)
京都府北部家庭支援センター(福知山児童相談所)	0773-22-9911	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	電話相談
		月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00	面接相談(要予約)
京都市DV相談支援センター	075-874-4971	月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:15 *緊急ホットライン 075-874-7051 (相談受付時間外の緊急時)	電話相談 面接相談(要予約)
舞鶴市配偶者暴力相談支援センター	0773-65-0056	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00	電話相談 面接相談(要予約)
京都府警察総合相談室	#9110 又は 075-414-0110	月～金曜日(休日及び年末年始の閉庁日を除く) 9:00～17:45	電話相談 面接相談
京都府男女共同参画センター らら京都	(相談・予約) 075-692-3437 (予約・問合せ) 075-692-3433	女性・労働相談 月～土曜日 10:00～12:00、13:00～18:00 女性のためのカウンセリング 木曜日 18:00～20:50 女性のための法律相談 第2・4木曜日 13:30～16:30 ※いずれも祝日・年末年始を除く	電話相談 面接相談(要予約)
	075-692-3433	男性相談員による男性相談(祝日・年末年始を除く) 原則、第1・3土曜日 13:00～16:50、 第2・4火曜日 16:00～19:50 ※詳細はらら京都HPをご覧ください	電話相談(要予約) 面接相談(要予約)
京都市男女共同参画センター ウィングス京都	(電話相談専用) 075-212-7830 (面接予約専用) 075-275-9933	女性のための一般相談(電話・面接相談) 予約受付 月、木～土曜日10:00～17:00、火曜日10:00～20:00 女性のための法律相談(面接相談)第1・第3金曜日 午後 女性のための暴力相談(面接相談)日時は予約時案内 ※いずれも祝日・年末年始を除く	電話相談 (一般相談のみ) 面接相談(要予約)
	(電話相談専用) 075-277-1326 (面接予約専用) 075-275-9933	男性のための相談(電話相談) 第2・4火曜日 19:00～20:30 男性のための相談(面接相談)日時は予約時案内 予約受付 月、木～土曜日10:00～17:00、火曜日10:00～20:00 ※いずれも祝日・年末年始を除く	電話相談 面接相談(要予約)
京都YWCA・APT (Asian People Together) *外国人のための相談	075-451-6522 apt@kyoto.ywca.or.jp	フィリピン語、タイ語、中国語、英語による相談 月曜日 13:00～16:00 木曜日 15:00～18:00	電話相談(日本語 以外は要予約) メール相談

令和6年6月発行

京都府文化生生活部男女共同参画課・健康福祉部家庭・青少年支援課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

電話 075-414-4291 / FAX 075-414-4293 / E-mail danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp